


第3章

施策の展開

【新たな取組みについて】

- ◆本計画から新たに追加した施策には  マークを付しています。
- ◆施策の展開には市民の皆さん、事業所の皆さん、地域活動団体の皆さんのご協力が不可欠です。ともに取り組んでもらいたいことについて、施策の方向別に記載していますので、是非参考にしてみてください。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向 1

社会制度や慣行の見直し

現状と課題

日本社会における男女共同参画社会実現の大きな障害の1つは、高度経済成長期を通じて人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識です。社会構造の変化や社会経済の急速な変化に伴い、さまざまな施策が打ち出されているものの、まだまだ社会の中では個人としてではなく、性によって役割を期待される場面は少なくありません。

平成27年（2015年）に実施した市民意識調査においても、社会全体において「男女平等である」と感じている人の割合は21.7%であり、前回の平成21年（2009年）調査の16.3%に比べ若干増加していますが、まだまだ男女平等が進んでいるとは言い難い状況にあります。

また、「『男は仕事、女は家庭』という考え方について、あなたは賛成ですか。反対ですか。」という問いに対し、「反対」及び「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は47.4%である一方で、「分からない」と答えた人の割合は30.5%にのびりました。「分からない」と答えた人の割合については、前回の10.9%から大幅な増加をしており、このような傾向は、固定的な性別役割分担が望ましくないのではないかという意識と現実とのギャップに悩んだり、一人ひとりの中に男女共同参画が進んだ社会のイメージが確立できていないことによるものと考えられます。

このような状況を解消するためにも、全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、日常生活のあらゆる場面で「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組むことができるよう、分かりやすい広報・啓発、情報提供を行うことが重要です。

施策目標1) 意識改革のための広報・啓発の推進

市民一人ひとりが男女共同参画やジェンダー（文化的社会的に作られた性別）について正しい知識を得られるよう、分かりやすい啓発に努めます。

また、本計画の各事業を遂行するにあたり、男女共同参画の視点をしっかりと反映できるよう、職員研修等を通して、市職員一人ひとりの意識を高めます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画セミナーの開催と参加推進	男女共同参画の理解促進のため、定期的にセミナーを実施し、さまざまな年代の男女に参加してもらえるよう広く周知します。	市民生活課
(2) 男女共同参画情報紙や広報紙等による啓発	男女共同参画情報紙を発行するとともに、広報紙やホームページに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図ります。	市民生活課
(3) 市職員研修等の充実	年1回の研修を実施するとともに研修内容の充実を図ります。	人事課

施策目標2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

適正な情報提供と啓発を推進するために、男女共同参画に関する現状を調査するとともに、国や県、他市町村等から男女共同参画に関する情報を積極的に収集します。

また、ホームページや市有施設等において情報発信を行い、誰もが手軽に最新の情報を入手できるよう努めます。

施策	内容	担当課
(1) 市民意識調査の実施及び周知	次期男女共同参画計画策定時に市民意識調査を実施するほか、あらゆる機会を捉えアンケートを実施し、結果について随時ホームページ等で公開します。	市民生活課
(2) 本庁・支所・図書館・公民館を基点とした情報提供	国・県・他市町村等から男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、ホームページや広報、各施設の情報コーナー等で幅広い情報を提供します。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 図書館 生涯学習課

市民の皆さんの取り組み

- ◇家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう。
- ◇セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう。



現状と課題

性の違いを理解したうえで、お互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基盤となるものです。男女平等についての価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、子どもをとりまく大人たちの役割は非常に重要です。

平成27年（2015年）の市民意識調査結果によると、学校教育の場において「男女平等である」と感じている人の割合は56.1%でした。これは他の分野と比べると高い割合といえますが、学校における制度・慣行や教職員の言動を通して、無意識のうちに子どもたちに性別に基づく役割分担が期待されることもあるため、教職員への継続的な研修が必要です。

また、「1 社会制度や慣行の見直し」（9ページ）でも触れたように、家庭や地域においても固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。大人たちの考えの影響により子どもたちの将来が固定化されることのないよう、大人たちが積極的に男女共同参画について理解し、子どもとともに考え、さまざまな活動に参画していくことが求められています。

施策目標1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、人権尊重や男女平等の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。教職員に対しては適切な指導をすることができるよう研修を実施し、スキルアップを図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女平等、相互理解教育の推進	人権教育講座の実施や日頃の教育活動を通して、男女平等等を重点課題とした人権教育を計画的に実施します。	学校教育課 生涯学習課
(2) 性に関する適切な教育の実施	担任と養護教諭等のチームティーチングによるエイズや性に関する指導を行うとともに、外部講師による講演会を実施します。	学校教育課

施策	内容	担当課
(3) 中高生を対象とした育児体験の推進	出前講座を学校の依頼のもと実施し、男女を問わず育児に必要な知識や技術を習得することの重要性について理解促進を図ります。	健康づくり課
(4) 教職員に対する研修の実施	幼稚園・小学校・中学校の人権教育担当者を対象に研修会を実施し、教職員の意識や指導スキルを高めます。	学校教育課

施策目標 2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援

男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援するため、親自身が意識改革をしたり、子どもに関する知識や情報を得たりするための機会を提供します。また、親子でともに男女平等や男女共同参画について考え、実際に行動していくためのきっかけとなる学習機会等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 家庭教育学級の充実	子育てや子どもを取り巻く社会環境に関すること等、さまざまなテーマについて家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
(2) 幼稚園発表会や学校行事等の休日開催の推進	働く親が行事に参加しやすいよう、幼稚園生活発表会や小学校の運動会等について土曜日・日曜日の開催を推進し、家庭教育支援を行います。	学校教育課
(3) 子ども対象講座や親子参加型講座の充実	さまざまなテーマで子どもや親子を対象とした講座を実施します。	生涯学習課 子育て支援課
(4) 家庭における男女共同参画学習機会の提供	夏休み期間等に家庭内で男女共同参画について親子で考える機会を提供するため、標語の募集や理解促進リーフレットの配布等を実施します。	市民生活課

施策目標3) 地域における男女共同参画に関する学習の推進

市民が生涯にわたって男女共同参画について学んだり、あらゆる分野の活動に参画できるよう、多様な学習機会を提供します。また、子どもたちが地域の高齢者等と交流する機会の充実を図り、生涯にわたって地域のさまざまな活動に参画していくための土台を築きます。

施策	内容	担当課
(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供と地域活動への参画推進	各公民館でさまざまな世代の男女が参加できる講座等を開設し、地域活動へ参画するきっかけづくりを進めます。	生涯学習課
(2) 子どもと高齢者の交流事業の推進	保育園や幼稚園、小・中学校の各種行事への参加や、スクールボランティアの活動を通して、子どもと高齢者との交流を推進します。	子育て支援課 学校教育課

市民の皆さんの取り組み

- ◇子どもに対して、性別による固定的な考えを押し付けていないか確認してみましょう。
- ◇男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう。
- ◇自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加しましょう。



現状と課題

「日本国憲法」には「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれていますが、半世紀以上が経過した現在も、その精神が真に社会に生かされているとは言い難い状況にあります。中でも、「生物的な性別（セックス）」とは別に、「文化的社会的に作られた性別（ジェンダー）」は、さまざまな形で女性への人権侵害や差別、暴力等を生み出し、現代社会に大きな「ひずみ」をもたらしています。

平成27年（2015年）の市民意識調査においても、「女性の人権が尊重されていない」と思うこととして、半数以上の方が「男女の固定的な性別役割分担を押し付けること」や「男性からの女性を蔑視した言動」等を挙げています。

男女共同参画社会づくりは、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会づくりでもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権文化の定着を図るため、継続的な啓発活動を行うとともに、悩みを抱えた人が気軽に相談をすることができる環境整備が必要です。

施策目標1) 人権を尊重する意識の醸成

市民一人ひとりが人権を尊重する意識が高まるよう、継続的な啓発活動を推進するとともに、人権について学び、考えるための機会を提供します。

施策	内容	担当課
(1) 人権啓発活動の充実	人権に関する各種情報について、広報紙やポスター・リーフレット等で広く周知・啓発を図ります。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課
(2) 人権に関する学習機会の提供	公民館講座や市民グループ等の希望に応じ、人権に関する出前講座を実施します。	生涯学習課

施策目標 2) 人権相談窓口の活用推進

人権について分からないことや悩み等を一人で抱え込むことのないよう、定期的に人権相談窓口を設置し、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
(1) 人権相談窓口の開設と周知	定期的に人権相談窓口を開設するとともに、窓口の活用について広く周知します。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課

市民の皆さんの取り組み

◇無意識のうちに女性、高齢者、障害者、外国人、性的少数者(※)等に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう。

※性的少数者：セクシュアルマイノリティ (Sexual Minority) ともいう。代表的なものとしては、女性同性愛者 (レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ、Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル、Bisexual)、体の性と心の性が一致していない状態 (トランスジェンダー、Transgender) が挙げられ、これらの頭文字をとって、LGBTと称されることもある。



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

施策の方向
1

男性にとっての男女共同参画の推進

強化項目

現状と課題

固定的な性別役割分担意識の問題は、女性の社会参画を妨げるものとして語られることがしばしばですが、それと同時に男性に負担をもたらしている場合も少なくありません。

「男性は外で長時間働き、妻子を養う責任がある」、「男性は心配事を人に言わない方がよい」等の意識に縛られることで、男性が葛藤を抱えこみ、心身ともに生きづらさを感じることもあります。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かちあい、あらゆる分野において個性と能力を発揮することのできる社会の実現は、男性自身が抱える心の重荷から開放されるとともに、家庭を大切にしたり地域で活動する等、仕事以外の面で人生を豊かにすることにもつながります。


あらゆる分野で女性の参画がまだまだ不十分な今、その推進の大きな力となるのは、男性の支援に他なりません。男女共同参画の推進が女性の活躍を後押しするだけではなく、男性にとっても暮らしやすい社会のために必要なものであるということについて、多くの男性に理解を深めてもらうことが重要です。



また、各事業所においては、男性中心型労働慣行^(※)の見直しや育児・介護休暇等の取得推進を行い、実際に男性が子育てや介護、地域活動等の参画に踏み出すための環境づくりが求められています。

※男性中心型労働慣行：年功的な処遇、男性社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用等を特徴とする働き方。






施策目標 1) 男女共同参画に対する男性の理解の促進

セミナーや各種リーフレットの配布等を通して、男性にとっての男女共同参画の意義や、育児等の家庭生活に関わることの楽しさ等についての理解促進を図ります。 ※  は新施策

施策	内容	担当課
(1) 男性向けセミナーの充実と参画推進 	開催日時に配慮した男性向けのセミナーの充実を図るとともに、幅広く周知を行います。	市民生活課
(2) 男性の育児参画啓発 	桐生市イクメン・プロジェクト推進チーム作成の「桐生で子育てを楽しむためのガイドブック」等を配布し、男性の育児への積極参加を啓発します。	子育て支援課

施策目標 2) 男女共同の家事・育児・介護推進のための環境整備

男性が家庭や地域に目を向け、家事、育児、介護、地域活動等に参画していけるよう、長時間労働の緩和や、育児・介護休暇等の取りやすい環境づくりについて啓発を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男性中心型労働慣行見直しのための啓発 	事業所に対し、労働時間の短縮や休暇の取りやすい環境の整備等、働き方の見直しについて啓発を図ります。	産業政策課
(2) 育児・介護休暇取得者へのハラスメント防止啓発 	「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の周知を図り、育児・介護休暇の取得推進及び取得者へのハラスメント防止の啓発に努めます。	産業政策課
(3) 企業における男女共同参画推進委員の設置啓発 	事業所に対し、群馬県が推奨する「男女共同参画推進委員」の設置について啓発活動を実施します。	産業政策課

市民の皆さんの取り組み

- ◇長時間労働緩和のために自ら改善できることはないか考えてみましょう。
- ◇男性向けセミナーや学校行事等に参加して、情報交換をしたり悩みを相談できるパパ友を作ってみましょう。

事業所の皆さんの取り組み

- ◇長時間労働ありきの社内体制の見直しを図りましょう。
- ◇男性が育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、社員の理解促進に努めましょう。



現状と課題

少子・高齢化の進行や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化し続けています。行政や企業、団体等あらゆる分野の組織が、さまざまな課題に対応しながら、維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策や方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の視点を十分に反映し、ともに取り組んでいくことが重要です。

これまでも桐生市では、最終的な意思決定に女性の視点や考えを真に生かしていくため、組織の代表や役員、管理職への女性登用を推進してきました。しかしながら、平成27年（2015年）4月時点の市職員総数に占める女性管理職の割合は5.2%、各種委員会等における女性委員の割合は22.0%であり、まだまだ不十分な状況です。

また、事業所や自治会・町会等の地域活動等においても、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている傾向にあり、女性が補助的なポジションにとどまっている場合が多くみられます。

これらの現状を打破し、さらなる女性の意思決定過程への参画を推進するためにも、各組織を担う男性たちが女性参画拡大の必要性和メリットを理解して環境整備を行う等、役員や管理職等への登用を後押しすることが重要です。また、女性自身がそれぞれの持つ個性や能力を発揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことも欠かせない要素といえます。

施策目標 1) 行政分野における女性の参画拡大


市政に女性の声を適切に反映することのできる体制を目指し、引き続き女性管理職の登用を着実に進めるとともに、各分野で活躍する女性人材を発掘し、各種委員会等の委員や、市主催のセミナー講師等への積極的な登用を推進します。

施策	内容	担当課
(1) 特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の登用推進等、女性職員の活躍を推進するための環境の整備を図ります。	人事課

施策	内容	担当課
(2) 学校における女性管理職登用推進	適材適所を前提とし、市内小・中学校、市立商業高校の女性管理職の登用を推進します。	学校教育課
(3) 各種委員会等における女性登用推進	法令・条例・要綱等により設置された各種委員会における女性登用率を把握し、担当課へ継続的に登用の働きかけを行います。	市民生活課
(4) 女性人材リストの充実と登録者の行政参画推進	女性人材リスト登録者を幅広く募るとともに、各種委員会等の委員やセミナーの講師等への登録者登用を推進します。	市民生活課

施策目標 2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大

女性の視点が組織の中で十分に生かされ、一人ひとりがやりがいを持って生き生きと働いたり、活動していくことができるよう、より多くの女性が経営や組織の方針決定過程に参画するための環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
(1) 事業所における女性活躍の推進 	女性の活躍推進に関する情報を提供やセミナー等を開催し、女性管理職の登用を推進します。	産業政策課
(2) 農業分野における方針決定過程への女性参画の推進	「家族経営協定」(※)の啓発と普及に努めるとともに、女性団体の交流会や視察・研修への参加を推進します。また、農業委員会の審議の中により多くの女性の意見や視点を取り入れるため、農業委員の女性比率拡大を目指します。	農業委員会 農業振興課

※家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

施策	内容	担当課
(3) 自治会・町会等における役員等の女性比率拡大推進	区長連絡協議会を通じ、自治会活動における方針決定の場への女性の参画について働きかけを行います。	市民生活課
(4) 観光・地域文化振興等への女性参画拡大推進	桐生の歴史や文化、観光資源について学ぶ桐生観光大学や、八木節教室等への女性の参画を促し、観光や地域文化振興の担い手となる女性の育成を目指します。	観光交流課

市民の皆さんの取り組み

◇自治会・町会等の活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょう。

事業所の皆さんの取り組み

◇管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょう。

地域活動団体の皆さんの取り組み

◇団体活動において、男女の視点が反映されているか見直してみましょう。

現状と課題

仕事は、家計を支えるとともにやりがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、趣味や学習、地域活動等も生活のうえで重要なものであり、双方の充実があってこそ、人生は豊かなものとなります。

平成27年(2015年)の市民意識調査では、約9割の市民が「女性は結婚や出産に関わらず仕事は持ち続けたほうがよい」又は「結婚や出産で一時仕事は辞めるが、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」と回答しました。特に、前者の「女性は結婚や出産に関わらず仕事は持ち続けたほうがよい」と考える人の割合は、平成15年(2003年)調査の25.6%、平成21年(2009年)調査の32.5%を経て、今回40.9%となり、着実な増加傾向にあります。

しかし、このような意識変化の一方で、子育てや介護のために仕事を辞めざるを得なかったり、両立をしていたとしても、自分の時間を持つことが難しく、常に心身の疲労を感じている等、仕事と生活の間でさまざまな問題を抱える女性は未だ多く見られます。

その背景には、依然として多くの家庭において家事・育児・介護の負担が女性に偏っていることや、恒常的な長時間労働や休暇の取りにくさ等から男性が積極的に家庭生活を支援することが困難な状況等があります。

このような問題を解決し、男女がお互いのワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、仕事を持つ全ての男女が、労働時間の短縮や休暇取得によって家庭生活を充実させることに対する抵抗感をなくすとともに、職場環境の改善や地域における育児サービスの充実に取り組むことが重要です。

また、女性が自ら働き方をデザインし、さまざまな選択が可能となるよう支援をしていくことも、家族全員が生き生きと充実した人生を送るために必要であると言えます。



施策目標1) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発


仕事・家庭生活・地域活動の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるよう、事業所における適正な雇用条件・就労環境の確保や、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及・啓発に努めます。また、女性自身が仕事に対する意識を高め、キャリアアップに向けて積極的に挑戦できるようセミナーや講習会等の機会を提供します。


施策	内容	担当課
(1) 労働基準法等の各種法律やCSR ^(※) の周知推進	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」等の各種法律やCSRについて事業所等に情報提供を行い、仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進します。	産業政策課
(2) 多様な働き方の啓発	ワーク・ライフ・バランス推進の実例等をホームページやリーフレットで紹介し、多様な働き方について啓発します。	産業政策課
(3) 女性の職業観・労働観形成やキャリアアップのための学習機会の提供	女性の意識を高め、職業観や労働観の形成を図るためのセミナーや、仕事に必要な知識や技術を習得するための講習会等を実施します。	産業政策課

※CSR：Corporate Social Responsibilityの略。企業が自らの事業活動により社会に及ぼす影響に対する責任のこと。

施策目標2) 子育て支援施策の充実

子どもを持つ男女が、育児をしながらも、やりがいや責任を持って仕事をしたり、積極的に地域活動に参画することができるよう、子育て相談や特別保育等をはじめとするさまざまな子育て支援サービスの充実に取り組みます。また、働く子育て世代にとってより快適な生活環境の実現に向け、都市機能と居住機能の集約（コンパクトシティ化）の推進を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 子育て世代包括支援センターの整備 	妊娠・出産・子育てに関する各種支援制度やサービスの情報提供及び相談支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の整備を図ります。	子育て支援課 健康づくり課 福祉課

施策	内容	担当課
(2) 特別保育や子育てサロン等の充実	一時預かり・延長保育・休日保育・病児保育や、子育てサロン等を実施し、働く男女の子育てを応援します。	子育て支援課 学校教育課
(3) 放課後児童の健全育成と子どもの居場所づくり	放課後児童クラブや、放課後又は週末の地域における学習・体験・交流活動等の充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
(4) 家庭・職場・保育が隣接するコンパクトシティ形成の推進 	医療・商業・保育施設等の都市機能と居住空間を集約し、移動時間の短縮等により就業と子育てを両立しやすいコンパクトシティの形成を推進します。	都市計画課

施策目標3) 多様な生き方・働き方をするための支援の充実

働きたい女性がそのライフスタイルにあった就労ができるよう、起業や再就職をはじめ、新たな分野でのさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援します。また、適正な労働条件が確保されるよう、労働に関する問題の解決支援を行い、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
(1) 就業に関する情報提供	ハローワークや就業相談所と連携し、就業を希望する女性へ情報提供を行います。	産業政策課
(2) チャレンジする女性起業家への支援	創業意欲のある女性に対して、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。	産学官推進室
(3) 労働相談の周知	労働条件や解雇、セクシュアル・ハラスメント等、さまざまな労働問題に関する相談窓口について広く周知し、活用の推進を図ります。	産業政策課

市民の皆さんの取り組み

- ◇働く女性が安心して仕事に取り組めるよう、家事等を分担し、家族で支援しましょう。
- ◇仕事や子育てに関する問題に直面したら、抱え込まずに相談窓口等を利用しましょう。

事業所の皆さんの取り組み

- ◇ワーク・ライフ・バランスについて従業員と意見交換をしてみましょう。
- ◇多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて検討してみましょう。



基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策の方向
1

女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

強化項目

現状と課題

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、職場等によるハラスメント、幼児虐待や高齢者・障害者への虐待等、さまざまな暴力が深刻な社会問題になっています。

暴力の被害者は男性であることもありますが、その多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る男性優位の考え方や、男女の体力の差等が主な要因であると考えられています。


あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。特に子どものいる家庭における暴力は、被害者本人の尊厳を傷つけるだけでなく、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えることもあります。新たな被害者を生まないためにも、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなくさまざまな嫌がらせも暴力であること等について理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会をつくっていくことが重要です。

また、被害に遭った人たちが、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥ることのないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりや、警察や関係機関等との連携による支援体制の整備に取り組む必要があります。

施策目標 1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

全ての男女がDV等の暴力に関する正しい知識を得て、女性等に対する暴力を許さない社会づくりに貢献していけるよう広く啓発します。それに加えて、次世代を担う若年層や、日常的に高齢者や障害者と接する福祉施設等の従業員等については、その環境に合わせた啓発や支援を行います。



※  は新施策

施策	内容	担当課
(1) 暴力の問題に対する正しい理解の促進 	全ての男女がDV等の暴力について理解し、正しく対処をすることができるよう、ホームページや、リーフレット等を活用して暴力防止啓発を図ります。	市民生活課

施策	内容	担当課
(2) 若年層に対するDV及びデートDVの予防	若年層へ啓発リーフレット等を配布するほか、県のDV予防に関する研修への教師の参加を推進します。 また、ヤングテレホンやヤングメールに寄せられた相談に対しては、迅速に専門機関を紹介し、被害の予防や拡大防止に努めます。	市民生活課 青少年課 学校教育課
(3) 福祉関連施設への広報・啓発	高齢者や障害者の虐待を防止するため、福祉施設の従業員や民生委員を対象とした研修会の実施や、リーフレット配布による啓発を図ります。	長寿支援課 福祉課



施策目標2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力について悩みや不安を持つ市民が、一人で抱え込まず相談できるよう、相談内容に応じた窓口の周知を徹底します。また、暴力の形態や被害者の置かれている状況に応じて、必要な支援を迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

施策	内容	担当課
(1) DV相談窓口の充実と周知の徹底 	市の窓口のほか、国や群馬県が設置している相談窓口について、広報紙やホームページに掲載したり、関係各課の窓口等にチラシ等を設置して周知の徹底を図ります。	市民生活課 新里支所市民生活課 黒保根支所市民生活課 市民課 子育て支援課 福祉課
(2) DVの防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化 	被害者のプライバシーに配慮しながら、市の関係各課の連携を密にするとともに、DV相談支援センターや警察、民間団体等の関係機関との連携を強化します。	長寿支援課 健康づくり課 学校教育課

施策目標3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

各課の窓口への相談や各種健診等で得た情報を、迅速かつ的確に関係機関と共有し、被害の拡大の防止や早期解消に努めます。また、子どもがインターネットへの書き込み等を通じて、いじめや暴力事件等に巻き込まれることのないよう、情報モラルに関する指導・啓発やネット見守り活動等を実施します。

施策	内容	担当課
(1) 児童相談所、警察等との連携強化 	児童相談所や警察等と密に連携を図り、虐待の状況や背景事情に十分注意したきめ細やかな支援を行います。	学校教育課 子育て支援課 健康づくり課
(2) 子どもや保護者等に対する情報モラルの啓発とネット見守り活動の推進 	学校教育における情報モラルの指導を推進するとともに、子どもや保護者、教職員、地域住民を対象に情報モラル講習会を実施します。また、ネット見守り活動委員会を中心に、ネット上の悪質な書き込み等を見守り、状況の把握に努めます。	学校教育課 青少年課

施策目標4) 職場等におけるハラスメント防止の推進

誰もが安心して働くことのできる環境づくりを目指し、事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止の推進を図ります。

施策	内容	担当課
(1) ハラスメント防止の啓発	広報紙やホームページ等を通じて、事業所へ各種ハラスメント防止について啓発を図ります。	産業政策課

市民の皆さんの取り組み

- ◇DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう。
- ◇身近な人が被害にあったときは、警察や関係機関等に相談するよう勧めましょう。

事業所の皆さんの取り組み

- ◇ハラスメントの防止に取り組み、事業所内の相談体制を整えましょう。



現状と課題



平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災において、避難所等の運営における男女共同参画の視点の必要性が、それまで考えられていた以上に重要であることが明らかとなりました。男女別トイレ、女性用更衣室や授乳スペース等の女性専用スペースの確保、下着や生理用品、おむつの配布等、男性の視点だけでは網羅することの難しい対応が数多くあったと言われています。

震災後の平成24年（2012年）に宮城県が行った「東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査」においても、女性責任者やリーダーシップを取ることで女性がいいた避難所は、生活者としての女性の視点が生かされ、避難者のニーズを把握してきめ細やかな運営がなされたことが多かったという考察がされています。

このような大震災の教訓を生かし、災害時において、女性や多様な生活者の視点に立った対応を一人でも多くの人にとれるよう、さまざまな防災の取り組みについて、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのためにも、防災に関する施策等に女性の視点を反映する体制づくりや、地域の防災活動への女性の参画を推進し、地域防災の女性リーダー育成について支援をしていくことが必要です。


施策目標1) 防災施策への男女共同参画の視点導入

地域防災計画や防災に関するさまざまな施策等に女性の視点が広く反映されるよう、地域防災計画の見直しや、防災会議における女性委員の比率拡大に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画を意識した地域防災計画の整備及び推進 	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しを行うとともに、女性の自主防災組織への参画や、災害時の避難所運営管理への参画を推進します。	安全安心課
(2) 防災会議における女性委員比率の拡大推進 	桐生市防災会議における女性委員の積極的な委嘱を推進します。	安全安心課

施策目標 2) 防災の現場における女性の参画拡大

防災の現場への女性の参画を推進するため、女性消防団員の加入や女性消防吏員の採用を推進するとともに、研修や訓練等を通して女性の防災対応スキルの向上を目指します。

施策	内容	担当課
(1) 消防団への女性参画拡大と婦人消防隊の充実	消防団の女性団員獲得のため、募集等の広報活動を実施します。また、消防団及び婦人消防隊に水防訓練へ参加してもらい、各員のスキルアップを図ります。	消防総務課
(2) 女性消防吏員の活躍分野・業務分野拡大推進	女性消防吏員の職域拡大のための訓練や研修を実施するとともに、女性消防吏員の採用を推進します。	消防総務課
(3) 災害対応研修への女性参画の推進 	各区、自治会、町会、自主防災組織において実施される災害対応研修や訓練について、女性の参加を積極的に推進し、女性リーダーの育成を支援します。	安全安心課

市民の皆さんの取り組み

◇地域防災に興味を持ち、地域の活動に積極的に参加してみましょ。

地域活動団体の皆さんの取り組み

◇自主防災組織等の活動に男女共同参画の視点が反映されているか確認してみましょ。

現状と課題

平成26年（2014年）における日本の平均寿命は、男性80.5歳、女性86.8歳であり、いずれも過去最高を更新しました。

しかしその一方で、時間に追われるライフスタイルの進行等を背景に、偏った食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が増加しており、働き盛りの若い世代の死亡や、寝たきり・認知症等が増加しています。

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女がともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らす社会を実現するための最も基本的な条件です。特定の人だけではなく、全ての市民がライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動することができるよう、さまざまな健康教育や検診、相談体制等を充実させることが必要です。

また、誰もが身近な場所でスポーツ活動へ気軽に参加できる環境づくりも重要といえます。

施策目標1) さまざまな世代への健康管理支援



市民一人ひとりが主体的に生涯にわたって健康の管理や保持・増進ができるよう、健康講座の開催や、健康相談、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。また、病気の早期発見や重症化を防ぐため、健康診査や各種がん検診等の受診を推進します。

施策	内容	担当課
(1) 健康相談、健康教育、訪問指導等の充実	生活習慣病の予防や改善に関する健康相談や健康教育、訪問指導等を実施し、市民の健康管理の支援を行います。	健康づくり課
(2) 公民館等における健康講座の充実	各公民館で実施する高齢者学級や女性学級で行う学習活動のなかで、心身の健康管理の支援や啓発を行います。	生涯学習課

施策	内容	担当課
(3) 健康診査や各種がん検診の受診推進	生活習慣病の早期発見や重症化予防のための健康診査、各種がん検診について受診の推進を図ります。	健康づくり課
(4) 妊婦・乳幼児向け健診等の受診及び健康教育等の活用推進	妊婦や乳幼児向けの健康診査、訪問指導、予防接種、健康づくりのための教室等について、受診及び活用を推進します。	健康づくり課

施策目標 2) スポーツ活動の推進

生涯にわたり、市民が身近な地域でいつでもスポーツや健康増進に取り組めるよう、さまざまなスポーツイベントの開催や情報発信、学校施設の開放等に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) スポーツイベントや教室等の充実 	多様なスポーツ教室や大会、市民ふれあいスポーツフェア、市民体育大会、桐生市堀マラソン大会等のイベントを開催します。	スポーツ体育課 生涯学習課
(2) スポーツ施設の活用推進 	桐生市体育協会加盟競技団体やスポーツ関係団体と連携し、施設やイベントに関する情報提供を行います。また、学校施設を開放し、地域住民のスポーツ活動を支援します。	スポーツ体育課

市民の皆さんの取り組み

- ◇自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう。
- ◇地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう。

地域活動団体の皆さんの取り組み

- ◇さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組みましょう。



現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等により、貧困や教育・就労の機会を得られない等、生活上の困難を抱える人が増えています。

特に女性については、非正規雇用者の割合が高く、生活が不安定であったり、一般的に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすいため、母子世帯や高齢単身女性が貧困等をはじめとするさまざまな困難を抱える状況が多く見られます。

また、障害のある人や外国人住民は、コミュニケーション等の問題により必要な情報が得られないことで、複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

このように、さまざまな困難や不安を抱える人たちが、自立して充実した生活を送ることができるよう、状況に応じた支援体制の整備が必要です。

また、地域に暮らす人々が、家族形態、年齢、国籍の違い、ハンディキャップの有無等にかかわらず、ともに助け合い、チャレンジすることができる環境を目指し、相互理解を深めていくことも重要です。

施策目標 1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、就労支援のための講座開催や、各種給付金制度に関する情報提供を行う等、それぞれの状況に応じた支援を行います。

施策	内容	担当課
(1) 生活の安定と向上を図るための包括的な自立支援	職業訓練センターにおいて就労に必要な知識や技術を習得するための講習会を開催します。 また、児童扶養手当を受給する母親を対象に、本人の希望や実情に沿った自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携した就業支援を行います。	産業政策課 子育て支援課
(2) 各種給付金等の支援制度の周知	児童扶養手当や母子等自立支援教育訓練給付金、医療費助成、奨学金等、ひとり親家庭に対する支援制度について広く周知します。	医療保険課 子育て支援課 教育総務課

施策目標 2) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が元気に安心して暮らせるよう、介護予防や就業・老人クラブ活動支援等を推進します。また、介護が必要となっても、住み慣れたところで自立した生活を営むことができるよう、介護サービスの充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 地域包括支援センターにおける高齢者相談、各種ケアマネジメントの充実	各種相談や介護予防教室、家族に対する在宅介護指導等、高齢者や家族のニーズに合わせた支援を実施します。	長寿支援課
(2) 介護予防サポーターの養成 	介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域で自主的に介護予防活動を行うことのできる人材を養成します。	長寿支援課
(3) 高齢者への就労支援	シルバー人材センター事業を通じて、働く意欲のある高齢者の就労について支援します。	長寿支援課
(4) 老人クラブ活動支援	老人クラブ活動の活性化を図るため、運営費等の支援を行い、高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、健康づくりを推進します。	長寿支援課
(5) 高齢者の消費生活に関する被害の防止 	広報紙や出前講座により、消費生活センターの周知や高齢者被害の未然防止・拡大防止に向けた啓発を図ります。	市民生活課
(6) 介護保険制度の推進と介護サービスの充実	住み慣れた地域で介護サービスを継続的かつ一体的に受けることができる体制を目指し、高齢者が安心して暮らすためのサービスの充実を推進します。	長寿支援課

施策目標3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり

ノーマライゼーション(※)の理念のもと、障害を持つ人たちが、心身ともに健やかに自立した生活を営み、さまざまな活動に参画していけるよう支援します。

※ノーマライゼーション(normalization)：障害者や高齢者が社会の中で他の人々と等しく生きる社会の実現を目指す考え方。

施策	内容	担当課
(1) 障害者等の地域活動支援	パソコンの基礎講座等の学習機会の提供や、さまざまなスポーツの交流会を開催します。	福祉課
(2) 障害者相談支援・ノーマライゼーションの啓発	障害者基幹型相談室において、専門員による相談支援を行います。また、障害者作品展や運動会を開催し、市民との交流を通して、障害者に対する理解を深めます。	福祉課
(3) 障害者の意思疎通支援	桐生市総合福祉センターに手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者や要約筆記者を必要に応じて派遣します。	福祉課
(4) 障害者への福祉サービスの充実	ホームヘルプ、生活訓練、就労訓練、短期入所、グループホーム等の適正な支援を行います。また、障害を補うための装具、日常生活用具の交付や、障害を軽くしたり、機能を回復するための医療支援を行います。	福祉課



施策目標4) 外国人住民が安心して暮らせる環境づくり

在住外国人が必要な情報を入手し、快適な暮らしを送ることができるよう支援するとともに、外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすいまちにしておくため、さまざまな国際交流事業を推進します。

施策	内容	担当課
(1) 在住外国人に対する情報提供や相談体制の充実	多言語による生活情報等について、ホームページや印刷物の設置により広く提供するとともに、国際交流協会窓口において相談支援を実施します。また、本庁内の外国語併記等についても検討を進めます。	総務課
(2) 在住外国人に対する日本語教室等の実施	ボランティア講師により、日常会話を中心とした日本語教室を実施します。	総務課
(3) 在住外国人家庭への子育て支援	国際交流協会と連携のもと、保育園入園等や子育てに関する相談支援を実施します。また、子どもの日本語指導が必要な場合には、学校における個別指導等を実施します。	子育て支援課 学校教育課
(4) 国際交流事業の充実	国際姉妹都市への学生派遣・受け入れや、外国語講座、国際交流パーティー等を実施します。	総務課

市民の皆さんの取り組み

- ◇生活における不安等について一人で抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう。
- ◇地域のボランティアや交流会等に参加し、多様な価値観に触れる機会を持ちましょう。